



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 49 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

- | | | |
|--------------------------------------------|---------------|---|
| 次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則 | (人 事 課) | 1 |
| 児童福祉法第56条第 2 項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 | (青 少 年 家 庭 課) | 2 |

告 示

- | | | |
|---------------------|---------|---|
| 島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 | (会 計 課) | 3 |
|---------------------|---------|---|

公布された条例等のあらまし

次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則 (規則第72号)

1 規則の概要

次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又はその職員を知事、議会の議長、人事委員会、代表監査委員、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会とし、それぞれ規定する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとした。

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

児童福祉法第56条第 2 項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (規則第73号)

1 規則の概要

(1) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第 2 号・様式第 4 号関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第72号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第 2 項の規定による次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
企業管理者	企業管理者が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第73号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「国立療養所」を「指定医療機関」に改める。

別表第2備考4中「国立療養所」を「指定医療機関」に改め、同表備考8の(2)中「に規定する配偶者のない女子」を「第17条に規定する配偶者のない者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

別表第3備考7の(2)中「に規定する配偶者のない女子」を「第17条に規定する配偶者のない者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

様式第2号中「から徴収する」を「の負担する」に、「決定しましたから」を「決定しましたので」に改め、「なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。」を削り、「施設又は国立療養所」を「施設等」に、「年所得税額」を「年分所得税額」に、

「

6 備 考	徴収額表は、別添のとおりです。
-------	-----------------

」を

「

6 備 考	(1) 徴収額表は、別添のとおりです。 (2) この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」に

改める。

様式第3号中「施設名」を「施設等の名称」に改める。

様式第4号中「から徴収する」を「の負担する」に、「変更しましたから」を「変更しましたので」に改め、「なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して行政不服審査法

による審査請求をすることができます。」を削り、「施設又は国立療養所」を「施設等」に、「年所得税額」を「年分所得税額」に、

7 備 考	徴収額表は、別添のとおりです。	を
-------	-----------------	---

7 備 考	<p>(1) 徴収額表は、別添のとおりです。</p> <p>(2) この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	に
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第432号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成17年 3 月31日から施行する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第 3 号クを次のように改める。

ク 仁多郡奥出雲町（上阿井、下阿井、大馬木及び小馬木の区域に限る。）

